

令和元年度

福岡市教育センター運営委員会

日 時	令和元年10月24日(木)	午後1時30分～
会 場	福岡市教育センター 新館	203研修室

福岡市教育センター

令和元年度

福岡市教育センター運営委員会資料

【目次】

(1) 概要	1
(2) 事業計画	
① 研修講座の企画・実施	1
② 派遣研修の実施	1
③ 研修指導員等による指導・支援	2
④ 授業力向上支援センターにおける教育情報の提供	2
⑤ デジタルコンテンツの推進	3
⑥ 教育の情報化の推進支援	3
⑦ 研究推進の支援	3
⑧ 研修員等による調査研究	4
⑨ 教育課題全般に関する業務	5
(資料) 平成30・令和元年度校内研究推進校	6
平成30・令和元年度教育センター-研究協力校	7
(3) 各課の課題	8
(4) 福岡市教育センター条例	13
福岡市教育センター条例施行規則	14

教育センター 【管理課】 【研修・研究課】



- 所在地 早良区百道三丁目10番1号
- 建物構造 鉄筋コンクリート 4階建
- 延床面積 7,825㎡
- 敷地面積 6,480㎡
- 設置年月日 昭和24年5月7日(教育研究所)
昭和57年2月1日(教育センター)

(1) 概要

教育センターは、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修等を行うことを目的として設置され、信頼に応え得る教職員を育成するために、教職員の資質・能力の向上・活性化を図る研修・研究を充実させることを方針とし、研修事業、調査研究事業及び教育課程業務を実施しています。

研修事業では、教職員の指導力向上をめざし、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を実施しています。

調査研究事業では、学校現場の支援として、校内研究推進事業や教育センター研究協力事業のほか、学校訪問・来所相談での指導・助言を行っています。また、授業力向上支援センターにおいて、教育情報の提供や指導・助言を行っています。さらに、各種派遣研修、研修員等による調査研究、教育の情報化の推進を行っています。

教育課程業務では、教育指導計画、修学旅行や自然教室等の特別活動に関する業務を行っています。

(2) 事業計画

① 研修講座の企画・実施

<目的>

教職員の指導力向上の充実を図り、福岡市学校教育を支える人材育成を推進し、福岡市教育の充実・発展に寄与します。

<内容>

「教職員の指導力向上を図るために、それぞれのキャリアステージやニーズに応じて研修を受講できるように、研修内容を整理し、研修講座を構築す

る」という編成方針の下、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を企画・実施します。

研修講座の編成は、以下のとおりです。

○ 経験年数研修

教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

1年次研修、2年次研修、3年次研修、6年次研修、中堅教諭等資質向上研修を実施しています。

○ 職能研修

職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

校長、副校長・教頭、事務職員、常勤講師や非常勤講師等の職種に応じた研修や人権教育担当者や特別支援学級教員、研究主任等の役割に応じた研修を実施しています。

○ 課題研修(学習指導)

教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し、学習指導力の向上を図る研修

小学校外国語教育の早期化・教科化に対応し、小学校外国語活動中核リーダー養成研修については、令和元年度までにすべての学校の外国語活動担当教員が受講するようにしています。また、英語授業の高度化に対応し、中学校英語授業改善研修については、令和2年度までにすべての英語科教員が受講するようにしています。

○ 課題研修(その他)

今日的課題等を取り上げ、学校教育の充実を図る研修

教育の動向に沿った内容や特別支援教育、教育相談、各種教育等、様々な教育の課題に応じた研修を実施しています。

○ 福岡市教師道場

ベテランの知識・技能や指導力の継承及び若手・中堅の人材育成等を目的とした研修

「学級経営・生徒指導スキルアップ道場」「ICT活用スキルアップ道場」「小学校スキルアップ道場」「イングリッシュキャンプ」等の教員としての指導力向上のための研修を実施しています。

② 派遣研修の実施

ア 教職員等中央研修

<目的>

学校経営力向上のための高度で専門的な知識等を習得させ、各地域の中核となる校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等を育成します。

<内容>

学校組織マネジメント、教育政策の諸動向、

防災と安全管理、カリキュラム・マネジメント等
<派遣状況>

平成30年度(6人)、令和元年度(6人予定)

イ 英語教育海外派遣研修

<目的>

当該国の教育活動への参加や実生活を通じて確かな知識の習得及び指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修等に活用し、本市英語教育の充実を図ります。

<内容>

英語教育に関する実践的な研究、派遣国の学校での授業実践、教育制度・社会状況に関する情報収集等

<派遣状況>

平成30年度(2か月 対象者なし)

令和元年度(2か月 1人予定)

ウ 国立特別支援教育総合研究所派遣研修

<目的>

障がいのある児童生徒の教育を担当する教職員を対象に、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を深め、指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修内容に生かし、福岡市特別支援教育の一層の充実を図ります。

<内容>

特別支援教育に関する講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等

<派遣状況>

平成30年度(2カ月 1人)

令和元年度(2カ月 1人予定)

エ 福岡市立高等学校教員長期研修

<目的>

学校教育の場を離れ、幅広い知見と豊かな人間性の習得をめざし、これからの学校教育に必要な教員の資質や指導力の向上を図ります。

<内容>

調査研修部門と企業等社会体験部門のいずれかを選択

<派遣状況>

平成30年度(1人)

令和元年度(1人予定)

③ 研修指導員等による指導・支援

研修指導員等が、指導に課題がある教職員に対して指導・助言を行い、指導力向上を図ります。

ア 指導に課題がある教職員に対する取組

(ア) 研修指導員等(元校長：嘱託員)による全学校訪問

<内容>

研修指導員等が、全学校を訪問し、校長から、教職員の教科指導や学級経営などの指導の状況

を聴取します。

(イ) 指導に一部課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、一部課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員が、授業やコミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を実施します。(最長6日間)

(ウ) 指導に著しい課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、著しい課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員を中心に、研修・研究課及び教育委員会事務局担当課が連携し、個別指導を実施します。(最長1年間)

(エ) 指導が不適切な教職員に対する支援

(指導改善研修)

<対象>

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に著しい課題があり、指導が不適切な教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修、社会体験研修などを実施します。(1年間：最長2年間)

イ 体罰等の不祥事を起こした教職員に対する取組(特別研修)

<対象>

教育現場において体罰等の不祥事を起こした教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、服務・倫理研修を実施します。

④ 授業力向上支援センターにおける教育情報の提供

学校運営や学級経営、授業づくり等を支援し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

ア 教育関係図書等

教育関係図書、教育関係資料を収集、保管し、教育実践に役立つ情報の提供を行います。

○ 教育関係図書、教育関係資料の収集、保管、展示、貸出

○ 教科書の保管、展示

イ 視聴覚教材

視聴覚教材を収集、保管し、学校における校内研修や授業づくりに役立つ情報の提供を行い

ます。

- 教育関係VTR、DVDの収集、保管、展示、貸出
- ウ スクールFネットによる教育情報の提供
授業づくりに役立つ学習指導案、研究紀要、動画等の提供を行います。
- 教育用イントラネット内の支援ネットによる学習指導案、研究紀要等の提供

<利用者数・保有数・貸出数>

(平成31年3月31日現在)

	30年度
来所者数	13,982人
ネット利用者数	8,829人
図書蔵書数	32,124冊
教育資料保有数	15,930冊
VHS保有数	2,581本
DVD保有数	364本
学習指導案(福岡市)	4,210本
学習指導案(福岡市外)	1,938本
図書・教育資料貸出数	1,907冊
VHS・DVD貸出数	158本

⑤ デジタルコンテンツの推進

福岡市教員育成指標に基づき、以下の研修効果を高めるためのデジタルコンテンツを作成・編集し、配信を行います。

- ア 経験年数研修・職能研修等における研修資料
- イ 日々の授業や校内研究に資する授業づくりの資料や授業動画等の指導資料
- ウ その他、研修・研究に関するコンテンツ

⑥ 教育の情報化の推進支援

- ア ICT活用指導力の向上に係る整備
教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修を行っています。
 - ・ICT活用指導力の向上を図る研修講座の実施
 - ・ICT活用指導力の向上を図る校内研修の推進
- イ 学校教育情報ネットワーク整備
学校教育情報ネットワークの情報システム環境の機能を充実・改善することにより、教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - ・イントラネット「スクールFネット」の整備
 - ・有害情報・違法情報の排除(フィルタリング)
 - ・セキュリティの確保
 - ・ネットワーク管理の効率化
 - ・ヘルプデスクによるサポート
- ウ 学校ホームページの充実
学校の教育目標やめざす児童生徒像、教育活動

を発信し、家庭・地域と共有することを促進し、社会に開かれた教育課程の実現の一助とします。また、学校の自主的・自律的な情報管理の確立を図ります。

- ・学校ホームページの運用・管理
- ・学校ホームページの更新支援
- ・学校ホームページの更新システムの運用・管理
- ・福岡市立学校ホームページ公開指針の改訂・運用
- ・情報セキュリティに関する指導

⑦ 研究推進の支援

ア 校内研究推進校への支援

<目的>

福岡市の教育課題及び各学校の教育課題の解決を図るために、全ての学校において、校内研究の充実と教員の授業力向上をめざしています。

<内容>

新学習指導要領の趣旨及び「第2次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、各学校の児童生徒の実態に応じた研究主題を設定し、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

- 全ての学校のうち、ローテーションによりグループから2校が対象校となります。2年間で研究期間として、2年目に全学級の授業公開と協議会を行っています。
- 小学校21グループ、中学校10グループ、特別支援学校1グループ、高等学校1グループの合計33グループを構成しています。
- 研究期間中は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に校内研究を推進するための指導助言にあたっています。

イ 教育センター研究協力校への支援

<目的>

福岡市喫緊の課題や教科領域等の先進的教育課題の解決を図るために、学校と教育センターが協力してその方途を探り、福岡市教育の振興・充実にめざしています。

<内容>

- 新学習指導要領の趣旨及び「第2次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、教科領域等の先進的な課題解決の方途について、学校と教育センターが協力して、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

- 年度毎に協力校を3～5校決め、主題、研究構想、推進計画等を教育センターと学校が協議を重ねながら研究を推進しています。
- 研究期間は2年間とし、その間は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に協議及び指導助言にあたり、2年目に全市に向けて授業公開と協議会を行っています。

ウ 学校への支援（学校訪問、来所相談）

<目的>

各学校の校内研修・校内研究・授業研究等に対して、学校訪問による指導助言及び来所相談に応ずる指導助言を行い、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、各学校の研修・研究の充実を図っています。

<内容>

- 校内研修会・校内研究会・授業研究会等での指導助言(学校訪問)
- 校内研修・校内研究・授業等に関する指導助言、指導上の悩みに関する指導助言(来所相談)
- 配慮を要する児童生徒に対する支援に関する指導助言(学校訪問・来所相談)

エ 教育実践研究

<目的>

新しい教育課題に関する先進的研究や日々の教育実践の改善のために、学校の実態及び児童生徒の発達段階と特性を十分考慮して、成果をあげた教育実践研究を広め、教職員の資質向上と福岡市教育の振興に役立つようにしています。

<内容>

- 教育実践論文
教育課題・研究課題について、確かな理論のもとに仮説を立てて検証し、その結果と考察から課題解明をめざしています。
 - ・教育指導
 - ・学校経営・運営

⑧ 研修員等による調査研究

ア 研修員による調査研究

長期研修員による調査研究は、「第2次福岡市教育振興基本計画」の具現化や福岡市喫緊の教育課題の解決に向けた調査研究を行い、具体的方策を提言するとともに、教育専門職員としての資質と指導力の向上をめざすことを目的として実施しています。非常勤研修員による調査研究は、福岡市の教育課題の解決や新学習指導要領の全

面実施に向けた実践研究を行い、教育実践上の基礎資料の提供を通して、全市への還元を図るとともに、教育実践に関する専門的知識や技能の習得をめざすことを目的として実施しています。

平成30年度は、長期研修員15名と非常勤研修員54名が、指導主事及び研究指導員(大学教授等)に指導を受けながら、各研究室で調査研究を進めました。WEB会議システムを活用した研究指導員(福岡教育大学)からの指導も、積極的に受けています。年度末に研究報告書を作成し、研究発表会を実施しました。

令和元年度の研究教科・領域等は、以下のとおりです。

- 長期研修員による調査研究
 - ・国語科(小・中)
 - ・算数、数学科(小・中)
 - ・外国語活動、外国語科(小・中)
 - ・主体的・対話的で深い学び(小・中)
 - ・人権教育
 - ・特別支援教育
 - ・道徳科
 - ・情報教育(小・中)
 - ・生徒指導・教育相談(小・中)
 - ・高等学校教育
- 非常勤研修員による調査研究
 - ・カリキュラム・マネジメント
 - ・人権教育
 - ・特別支援教育
 - ・プログラミング教育
 - ・国語科
 - ・社会科
 - ・算数、数学科
 - ・理科
 - ・音楽科
 - ・図画工作、美術科
 - ・家庭、技術・家庭科
 - ・体育、保健体育科
 - ・道徳科
 - ・外国語活動、外国語科

イ 指導主事による調査研究

福岡市における教育課題並びに福岡県、九州地区、指定都市及び全国の教育研究所連盟等の共同研究課題を解明するため、指導主事等による調査研究を行い、その成果は刊行物を通じて公表します。

- ・指定都市教育研究所連盟関係
- ・全国教育研究所連盟関係
- ・九州地区教育研究所連盟関係
- ・福岡県教育研究所連盟関係

⑨ 教育課程全般に関する業務

教育課程に関する研修ならびに指導を通して、各学校が適切で、特色ある教育課程の立案を基に、学校運営・管理を図ることができるようにしています。

ア 教育課程に関する業務

- ・教育課程説明会の実施
- ・各教科等に関する指導・助言
- ・教育指導計画作成及び実施
- ・教育課程研究指定に関する業務
- ・教育課程特例校に関する業務

イ 特別活動等に関する業務

- ・儀式的行事
- ・体育的行事（運動会・体育会等）
- ・旅行集団宿泊的行事（修学旅行・自然教室等）
- ・勤労生産奉仕的行事（職場体験学習等）
- ・施設活用体験学習（科学館体験学習等）

ウ その他事業

- ・体力向上推進事業
- ・科学わくわくプラン事業
- ・教職員及び学校の表彰
- ・教育研究助成団体支援事業
- ・学校評価サポート事業

エ 学校担当業務

- ・学校訪問での指導・助言
- ・校内研究推進校への支援
- ・教育指導計画作成及び実施に関する指導・助言
- ・1年次研修の推進に関する指導・助言
- ・周年行事対応
- ・各種実施届等に関する指導

平成30・令和元年度 校内研究推進校 【研修・研究課】

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題
1	有田小学校	9月25日(水)	図画工作	図画工作科における主体的・対話的で深い学びの在り方を探る ～協働的に学び合う活動の工夫を通して～
2	香陵小学校	9月25日(水)	国語	自他のよさを生かし、読みを深める国語科学習 ～思考ツールを活用した交流活動の設定を通して～
3	野間中学校	9月25日(水)	道徳	心豊かに学ぶ生徒の育成 ～人間関係づくりと学び合い学習の充実～
4	田村小学校	9月27日(金)	算数	わかるよろこびを味わう算数科学習指導 ～子ども自身の自力解決を導く学習過程の工夫を通して～
5	片江中学校	9月27日(金)	学び合い	自治的に活動する生徒の育成 ～分かりやすく伝え合う学習を通して～
6	原中央中学校	9月27日(金)	道徳	よりよい生き方を追求する力を育む道徳科の在り方 ～生徒が考え議論する授業展開の工夫を通して～
7	堤小学校	10月4日(金)	算数	自ら考えをつくる子どもの育成を図る算数科学習指導 ～既習内容を活用する手だての工夫を通して～
8	青葉小学校	10月4日(金)	教育課程	自己を見つめ、共に高め合い、よりよく生きる青葉っ子の育成 ～「ひと」とのつながりを意識した教育課程(つながりカリキュラム)の工夫を通して～
9	姪北小学校	10月4日(金)	道徳	豊かななかかわりの中でよりよい生き方を見いだす子どもの育成 ～「考え、議論する」道徳科を実現するための多様な指導方法の工夫を通して～
10	玄洋小学校	10月11日(金)	算数	自力で問題を解決できる子どもの育成 ～算数科における考えをかく活動を大切に授業づくりを通して～
11	早良中学校	10月11日(金)	学び合い	自ら学ぶ意欲をもつ生徒の育成 ～「学び合い」学習を取り入れた授業改善を通して～
12	板付中学校	10月11日(金)	授業改善	基礎・基本の定着を目指した授業の研究 ～5分間トレーニングの活用と協同学習を通して～
13	四箇田小学校	10月18日(金)	学び合い	できる喜びを味わい、意欲的に学ぶ子どもの育成 ～他者と積極的に関わる「学び合い」を通して～
14	塩原小学校	10月18日(金)	健康教育	自らの健康を保持増進し、たくましく生きる子どもの育成 ～主体的な学びを身に付ける指導の工夫を通して～
15	東住吉中学校	10月18日(金)	授業改善	基礎・基本の学力を身に付けた生徒の育成 ～環境を整え、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図る～
16	当仁小学校	10月25日(金)	国語	主体的に読み進める力を育てる国語科学習 ～考えを高め合う活動の工夫を通して～
17	舞鶴 小・中学校	10月25日(金)	キャリア教育	キャリア教育「自ら学びに向かう子どもの育成を目指して」 ～見通しをもたせる「導入」と「振り返り」の工夫～(小学校) ～見通しをもたせる授業の「ねらい」づくりと「振り返り」の工夫～(中学校)
18	西花畑小学校	10月25日(金)	算数	数学的に考える力を育てる算数科学習 ～考えを表現し伝え合う数学的活動を通して～
19	奈多小学校	10月31日(木)	国語	確かに読み取る力を育てる国語科学習指導法の研究 ～文学的な文章における読みの課題意識をもたせる活動の工夫を通して～
20	内浜中学校	10月31日(木)	道徳	自己を見つめ、よりよく生きる生徒を育てる道徳科の指導 ～主体的・対話的な学びを通して～
21	福翔高等学校	10月31日(木)	アクティブ ラーニング	福翔型AL授業の推進 ～判断する基準を示しながらも、思考を放棄・停止させず、チャレンジさせる～
22	東光小学校	11月13日(水)	国語	思いや考えを伝え合う子どもを育てる国語科学習指導の研究 ～読書とつなぐ学習過程と言語活動の工夫を通して～

23	原北小学校	11月13日(水)	算数	数学的な思考力・表現力を高める算数科学習指導法の研究 ～場面に応じた少人数交流活動の活用を通じて～
24	箱崎清松 中学校	11月13日(水)	道徳	夢と志を語り合い、豊かな道徳性を養う道徳教育の推進 ～生徒の実態に即した内容項目を取り入れる組織的な年間カリキュラムを通して～
25	博多小学校	11月15日(金)	総合的な学習 の時間	自ら思い・願い、問いを見だし、学び続ける子どもを育成するはかた学習の在り方 ～自分との関わりを感じさせる教材の開発と協働的な追究活動の工夫を通して～
26	野多目小学校	11月15日(金)	算数	自ら考え、伝え合う楽しさを味わう児童の育成を目指す算数科学習指導 ～子どもの実態に応じた意図的・計画的な交流活動の工夫～
27	東福岡 特別支援学校	11月21日(木)	主体的な 児童生徒の育成	主体的に活動する子どもを育む学習指導の展開 ～できたことががんばったことを認め合える振り返り活動の工夫～
28	壱岐東小学校	11月22日(金)	国語・算数	主体的に学びに向かう子どもの育成 ～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた手だてを通して～
29	横手小学校	11月22日(金)	外国語	外国語によるコミュニケーションを楽しむ子どもの育成 ～児童の実態に応じた活動の工夫を通して～
30	照葉 小・中学校	11月22日(金)	道徳	自らの考えをもち、議論する児童生徒の育成 ～道徳科の時間を中心に位置付けた他者の考えと比較・検討する意見交流活動を通して～
31	城南小学校	11月27日(水)	生活・社会・ 生活単元	社会の中でよりよく生きる子どもを育てる生活科・社会科・生活単元学習 ～「ひと・もの・こと」と自分とのつながりを意識した学びを通して～

※ 平成30・令和元年度校内研究推進校は、令和元年度に、授業公開と協議会を行います。

平成30・令和元年度 教育センター研究協力校

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題・副主題
1	高宮中学校	11月1日(金)	アクティブ ラーニング	学ぶ楽しさを育み、思考力、判断力、表現力を高める学習指導 ～学びを深める対話的な学習活動を通して～
2	吉塚小学校	11月29日(金)	プログラミング 教育	子どもが自主的・主体的に学び合う授業の創造 ～ICTの活用・プログラミング体験を通して～

※ 平成30・令和元年度教育センター研究協力校は、令和元年度に、授業公開と協議会を行います。

【各課の課題】

1 管理課

(1) 本館施設・設備の老朽化について

本館（昭和57年2月竣工）については、耐震改修が必要とされる建物と診断されていること（耐震工事は平成27年度実施済）及び開所以来37年目となり、老朽化や設備の機能低下等が急激に進んでいる。

アセットマネジメントの観点から、令和元年度には受変電設備及び給排水設備更新及び関連工事を実施するが、今後も、計画的に大規模修繕や設備の取替等を行い、施設・設備の維持管理に努めていく。

〈アセットマネジメント導入による一般建築物の数値目標〉

- ・市有建築物の耐用年数は、原則として60～70年を目標とする。

(2) 適切な予算管理・執行について

厳しい財政状況を背景に、管理経費だけでなく、研修経費なども削減の対象とされているため、より効果的な研修方法を検討する必要がある。

また、教育委員会事業予算のうち、教育センターで所管する各種事業についても、毎年削減を求められており、必要な予算を確保する一方で事業の統廃合などを進めていかなければならない状況にある。

(3) 教育情報ネットワークシステムの管理について

教育分野におけるICT活用が飛躍的に進行し、福岡市においても、教員用オンライン研修や教育クラウドなどの導入が始まったところである。

このようなICT環境整備の基本となる教育情報ネットワークシステムは、教育センターで管理しており、将来的なICT環境の拡大に備えて、ネットワークに影響が及ばないように、ICT活用推進部門と十分に連携を取りながら、管理を行っていく。

2 デジタルコンテンツ推進担当

(1) 教員研修を支えるコンテンツ配信について

近年の採用増などに伴い、特に若い世代への研修の充実が求められる中で、教員の「働き方改革」も視野に入れた研修のあり方を検討する必要性が生じている。

昨年度、自己開発し、試行運用を開始した教員用イントラネット「スクールF ネット」では、約100の研修用コンテンツを教職員の職員室机上パソコン（校務系）で閲覧できる状態で配信している。本格運用となった今年度は、引き続き経験年数研修の一部を配信することで、集合研修時間の短縮化を図っている。

今後は、今年度に構築・導入した「オンライン研修システム」により配信する研修用コンテンツをより一層充実させ、教員の資質能力向上に努めていく。

(2) 福岡 TSUNAGARU クラウドからの動画発信について

今年度サービス開始を予定している福岡市教育専用クラウド「福岡 TSUNAGARU クラウド」からは、教員向けと児童生徒向けの動画を配信する。

今年度の予定は、

- ① 教員向けとして「授業改善のポイント動画」を10本以上作成・配信する。
- ② また、児童生徒向けとして「学力パワーアップ動画」「見て学ぶ HowTo 動画」「コツをつかむスキルアップ動画」の3種類の計19の動画コンテンツを作成・配信する。

3 研修・研究課（研修講座等担当）

(1) 研修講座の改善・充実

○ 経験年数研修・職能研修の在り方について

福岡市教員育成指標を基に、経験年数研修（1年次、2年次、3年次、6年次、中堅教諭等資質向上研修）及び校長研修、教頭研修、養護教諭研修、栄養教諭研修等の職能研修をさらに改善していく。

教職員の負担軽減を考慮し、研修実施時期や回数、内容、方法等の見直しを進め、教職員のキャリアステージに応じた研修計画をさらに改善していく。

- ・実施講座総数：平成30年度…171講座388回
令和元年度…168講座383回
- ・経験年数研修総数：平成30年度148回
令和元年度148回

○ 魅力ある研修講座の企画・運営

毎年、研修講座の受講者アンケート等をもとに、研修講座の改善・充実に努めている。今後も、喫緊の教育課題や教職員のニーズ等を考慮しながら、研修講座の講師選定や研修内容・研修方法の改善・充実に努め、魅力ある研修講座を企画・運営していく。

(2) 指導に課題がある教職員に対する支援

○ 研修指導員・研修指導教員・巡回研修指導教員による支援

現在、6名の研修指導員・3名の研修指導教員・11名の巡回研修指導教員が、全225校を分担し、授業参観や面談等を通して、指導に課題がある教職員に対する支援を行っている。大量採用が続いている状況を踏まえ、今後、よりきめ細やかな支援を実施していく。

4 研修・研究課（教科等指導担当）

（1）学習指導要領の改訂に向けて

新学習指導要領の確実な実施のため，夏季休業中に教育課程説明会を実施し周知を図った。今後も，11月に行われる全国主事会等の情報をうけて，F ネットを活用し，学校現場に対して周知を図っていく。

（2）定型書類の様式見直し

今年度，校外学習届の様式を見直したが，学習内容によっては，更に様式を見直す必要性がでてきた。その部分を含め，各学校から提出してもらう文書を現在の状況に合わせて見直しをしていく。

（3）本庁と教育センターの連携

学校への指導・支援のために，学校指導課との連携とともに，生徒指導課との情報共有をより綿密に図っていく。

5 研修・研究課（調査研究等担当）

（1）校内研究推進校への支援について

平成24年度に始めた校内研究推進事業は，平成29年度から学校種別のグループでローテーションを組み直し，7年に1度の授業公開を行っている。新学習指導要領や第2次福岡市教育振興基本計画に基づく，教員の授業力及び学校の組織力の向上に資する研究支援の在り方を，今後検討していく。

(2) 教育センター研究協力事業の在り方について

学力向上に資するICTの推進をはじめ、道徳科、外国語活動・外国語科学習指導、小中連携教育の推進等、本市喫緊の課題を解決する先進的な研究となり得るように、教育センター研究協力事業の拡充の方向性を、現在検討している。

(3) 研修員による調査研究について

新学習指導要領の全面実施及び第2次福岡市教育振興基本計画の策定に伴い、各学校のニーズに応じた研究内容となるように、長期研修員及び非常勤研修員による調査研究の在り方について検討している。また、教員の若年化にも対応した調査研究も検討していく。

(4) 研究発表会の在り方について

1年間の研究内容や成果が、参加者をはじめ、学校により伝わるような方法や多くの先生方が参加しやすい運営を目指して、教育センター研究発表会の改善を図る。

(5) 教育の情報化の推進支援について

教員のICT活用指導力の向上を図るために、指導主事が校内研修を支援している。学校がその後継続して取り組めるようにするための支援について検討している。また、令和2年度に小学校で必修化されるプログラミング教育は、研修講座や教育センター研究協力事業により、全市に広めているところであり、教育指導計画への位置付けやそれに伴う研修の在り方も検討している。

○福岡市教育センター条例

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的として、教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福岡市教育センター
- (2) 位置 福岡市早良区百道三丁目

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修
- (3) 教育相談
- (4) 視聴覚教育に関する資料の収集、保管及び供用
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長及び研究員を置く。

- 2 センターは、前項に定めるもののほか、事務職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の職員は、市立学校教職員をもつてこれにあてることができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○福岡市教育センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡市教育センター条例(昭和32年福岡市条例第24号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、福岡市教育センター(以下「センター」という。)の組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターの事務を行うため、センターに次の課及び係を置く。

管理課

管理係

(事務分掌)

第3条 センター及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理課

- (1) センター内の連絡調整に関すること。
- (2) センターの施設設備の維持管理に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関との連絡に関すること。
- (4) その他各課の主管に属しないこと。

センター(管理課を除く。)

- (1) 研修・研究の企画及び実施に関すること。
- (2) 学校における研修・研究の支援に関すること。
- (3) 情報教育に関する研修・研究に関すること。
- (4) 教育情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(所長、課長及び係長)

第4条 センターに所長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査を置く。

- 3 所長，課長，係長及び主査は，職員のうちから命ずる。
- 4 所長，課長及び係長は，上司の命を受けてセンター，課又は系の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
- 5 主査は，上司を助けて特定の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。

(ユニット制組織に配置する課長及び係長)

第5条 センターは，ユニット制組織(所長がセンターに置かれる課長(課に置かれる課長を除く。)，係長(係に置かれる係長を除く。)，主任指導主事等(第6条第1項の主任指導主事等で，課に置かれる主任指導主事等を除く。以下この条において同じ。))及び職員の指揮命令系統を決定する権限を有する組織であって，課長，係長，主任指導主事等及び職員のいずれもが指揮命令を受ける直属の上司を1人だけ有するものをいう。)とする。

- 2 前条の職員のほか，センターに，センター(管理課を除く。)の分掌事務を処理する別表別表第1に掲げる職名の課長又は係長を置く。
- 3 別表別表第1に掲げる職名の課長又は係長は，職員のうちから命ずる。
- 4 所長は，センターに置かれる課長，係長，主任指導主事等及び第7条第1項の職員について，これらの者が指揮命令を受ける直属の上司が1人となるように，指揮命令の系統を決定する。
- 5 別表別表第1に掲げる職名の課長及び係長は，上司の命を受けて所長の指定する事務を処理し，当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 6 第2項に定める課長及び係長について必要な場合は，別表別表第1に定める職名以外にセンターで定めた呼称を用いることができる。

(特命担当の課長及び主査)

第5条の2 前2条の職員のほか，センター又は課に，別表第2に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当の課長又は主査を置く。

- 2 前項の職員のほか，特に必要なときは，センター又は課に特命担当の課長又は主査を置く。
- 3 特命担当の課長及び主査は，職員のうちから命ずる。
- 4 特命担当の課長及び主査は，上司を助けて特定の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。

(主任指導主事等)

第6条 第4条の職員のほか，専門的事務を担当させるため，センター及び課に所要の主任指導主事，指導主事及び研究員(以下次項，第3項及び第7条第1項において「主任指導主事等」という。)を置く。

- 2 主任指導主事等は，職員のうちから命ずる。

3 主任指導主事等は、上司の命を受けて専門的事務を処理する。

(課員等)

第7条 課長、係長、主査及び主任指導主事等のほか、センター及び課に所要の職員を置く。

2 特命担当の課長又は主査(以下この項において「特命担当の課長等」という。)のほか、特命担当の課長等の下に所要の職員を置く。

32 前項前2項の職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。

第8条 職員のほか、センター及び課に所要の補助職員を置く。

2 補助職員は、囑託員及び臨時職員とする。

3 補助職員は、上司の命を受けて職員の担当する事務を補助する。

第9条 前2条の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は、課長が係長について定める。ただし、センターの職員については、所長が別表別表第1に掲げる係長について定める。

2 前2条の職員の事務分担は、課長の承認を受けて係長又は主査が定める。ただし、センターの職員の職務分担は、別表別表第1に掲げる係長が所長の承認を受けて定める。

(職務権限の代行)

第10条 所長に事故がある場合又は所長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について所長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。

2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは、係長、主任指導主事又は主査がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、所長の指揮を受けなければならない。

3 前2項の規定により所長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは、所長の職務権限は教育次長が、課長の職務権限は所長が行う。

(勤務)

第11条 センター職員の勤務については、福岡市教育委員会事務局職員の例による。

(運営委員会)

第12条 センターに運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、所長の諮問に応じセンターの運営について意見を述べる。

3 委員会の委員は、30人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 市立学校の教員
- (3) 福岡市社会教育委員
- (4) 学識経験者
- (5) 市教育委員会事務局職員

4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

別表第1別表

(平成27教規則7・追加, 平成30教規則7・旧別表・一部改正)

課長		係長	
職名	数	職名	数
研修・研究課長	2	研修・研究係長	3

別表第2

(平成30教規則7・追加)

1 特命担当の課長

所属	特命事項	数
教育センター	デジタルコンテンツ推進	1

2 主査

所属	特命事項	数
教育センター	デジタルコンテンツ推進	1